

# ○鹿児島県警察の警察犬の運用に関する訓令

平成13.5.29 鹿児島県警察本部訓令22

改正 平成31.4訓令19

## 目次

- 第1章 総 則（第1条—第3条）
- 第2章 直轄警察犬（第4条・第5条）
- 第3章 嘱託警察犬（第6条—第11条）
- 第4章 警察犬の出動等（第12条・第13条）
- 第5章 その他（第14条・第15条）
- 附 則

## 第1章 総則

### （趣旨）

第1条 この訓令は、犯罪捜査等における警察犬の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

### （定義）

第2条 この訓令において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪捜査等とは、犯罪捜査、人命救助、行方不明者、遭難者の捜索等をいう。
- (2) 警察犬とは、直轄警察犬及び嘱託警察犬をいう。
- (3) 直轄警察犬とは、警察において直接管理運用する犬をいう。
- (4) 嘱託警察犬とは、嘱託警察犬審査に合格し、あらかじめ犯罪捜査等のための出動を嘱託した犬をいう。
- (5) 警察署長等とは、警察署長、警察本部事件担当課長等をいう。
- (6) 運用責任者とは、刑事部鑑識課長（以下「鑑識課長」という。）をいう。
- (7) 直轄警察犬担当者とは、直轄警察犬の飼育、訓練及び出動に従事する者をいう。
- (8) 所有者等とは、嘱託警察犬の所有者又は指導手をいう。

### （運用責任者の任務）

第3条 運用責任者は、警察犬の効果的な運用を図るため、次の各号に掲げる事務を処理するものとする。

- (1) 直轄警察犬、犬舎及び装備資機材の管理に関すること。
- (2) 直轄警察犬担当者の指定及び教養に関すること。
- (3) 警察犬の訓練及び出動に関すること。

(4) その他警察犬の効果的運用に関すること。

## 第2章 直轄警察犬

(直轄警察犬の配置等)

第4条 刑事部鑑識課（以下「鑑識課」という。）に直轄警察犬を配置するものとする。

2 直轄警察犬の犬舎は、鹿児島県警察直轄警察犬訓練所と称する。

(直轄警察犬担当者の職務)

第5条 直轄警察犬担当者は、次に掲げる職務を行うものとする。

(1) 直轄警察犬の飼育，訓練，犯罪捜査等に関すること。

(2) 嘱託警察犬の出動に関すること。

(3) その他運用責任者が特に命ずること。

## 第3章 嘱託警察犬

(委員会の設置)

第6条 嘱託警察犬の嘱託を適正にするため、鹿児島県警察本部に鹿児島県警察嘱託警察犬審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会及び嘱託警察犬に関する事務は、鑑識課において行うものとする。

(委員会の構成)

第7条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長には警察本部長（以下「本部長」という。）、副委員長には刑事部長、委員には鑑識課長をもって充てる。

(委員会の業務)

第8条 委員会は、毎年1回嘱託警察犬の嘱託に必要な審査を実施するものとする。

(審査)

第9条 嘱託警察犬の審査は、足跡追及、臭気選別、搜索救助等の科目により、その資質及び能力について実地に検定して行うものとする。

2 審査の日時、場所及び要領は、その都度委員長が別に定める。

(嘱託)

第10条 嘱託警察犬の嘱託は、審査に合格した犬のうち、所有者等の現場への出動体制、人格、警察犬に関する知識・技能その他の条件を考慮して本部長が行うものとする。

(囑託の取消し)

第11条 本部長は、次の各号のいずれかに該当するときは、囑託を取り消すことができる。

- (1) 所有者等に変更があったとき。
- (2) 所有者等が囑託を辞退したとき。
- (3) 囑託警察犬又は所有者等の死亡、疾病その他の理由により囑託警察犬が使用できなくなったとき。
- (4) 前各号のほか、囑託をしておくことが適当でないと認めるとき。

#### **第4章 警察犬の出動等**

(警察犬の出動要請等)

第12条 警察署長等は、次の各号のいずれかに該当するときは、運用責任者に警察犬の出動を要請することができる。

- (1) 犯罪現場に被疑者の遺留品、足跡等の原臭があり、捜査上必要があると認められるとき。
- (2) 犯罪現場付近に被疑者が潜伏し、又は犯罪に使用した凶器、被害品等が隠匿されていると認められるとき。
- (3) 犯罪を立証するため、臭気選別を行う必要があると認められるとき。
- (4) 行方不明者、特異家出人、迷い子等を捜索するため必要があると認められるとき。
- (5) その他警察犬を使用することが効果的であると認められるとき。

2 警察犬の出動を要請する場合は、事案の発生時間、原臭の状況、地理的条件等を総合的に判断して行うものとする。

(警察犬の出動)

第13条 運用責任者は、警察犬の出動要請を受けた場合において、その必要があると認めるとき、又は警察犬の出動要請がない場合であっても警察犬の出動効果があると認めるときは、直ちに、警察犬を出動させるものとする。

#### **第5章 その他**

(謝金等)

第14条 囑託警察犬を使用したときは、その都度、謝金又は借上料を所有者等に支払うものとする。

(雑則)

第15条 この訓令の実施に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

- 1 この訓令は、平成13年6月1日から施行する。
- 2 鹿児島県警察嘱託犬の嘱託および取扱いに関する訓令（昭和40年鹿児島県警察本部訓令第14号）は廃止する。

附 則（平成31.4.23訓令19）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（令和3.11.30訓令33）

この訓令は、令和3年12月1日から施行する。